

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

N a g o で発見！自分の道プロジェクト！！

～今、よびさませ 地域のちからを あなたの可能性を～

2. 地域再生計画の作成主体の名称

名護市

3. 地域再生計画の区域

名護市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 概要

名護市（以下「本市」）は、沖縄県本島の北部地域に位置しており、県内において3番目の面積（約210k㎡）を有し、北部地域の中核都市として、温暖な気候で豊かな自然に囲まれた地域で快適な環境を備えている。

平成10年には、日本初の地方開催として、万国津梁館でG8首脳会議「九州・沖縄サミット」を成功させ、国内外に向けて本市を積極的にPRすることに努めた。

さらに平成14年に沖縄振興特別措置法による、日本唯一である金融業務特別地区、また情報通信業務特別地区の指定を受け、情報通信・金融関連企業の誘致を積極的に推進し、地域一丸となって地域経済の活性化へ積極的に取り組んでいるところである。

また観光分野においては、観光産業の振興を図る観光振興地域の指定を受け、地域のブランド化の構築、新たな体験型観光の展開等を名護市観光協会と連携し、取り組んでいる。

(2) 名護市の人口推移

平成22年の国勢調査による本市の人口は60,231人、世帯数は24,277世帯となっており、平成17年と比較して人口は768人、世帯数は2,076世帯の増加となっている。また、1世帯当たりの人員は平成17年の2.68人から平成22年には2.48人となり、世帯規模が縮小している。また、年齢構造を3区分年齢人口で見ると、平成22年では、0～14歳の年少人口層の比率は17.7%、15～64歳の生産年齢人口層は64.9%、65歳以上の高齢人口層は17.4%となっている。平成17年と比較すると、年少人口が0.9ポイント減少、生産年齢人

口が0.7ポイント減少し、高齢人口が1.7ポイント増加していることから、本市においても徐々に少子高齢化が進んでいる。少子高齢化の進展は、社会保障費の増加、生産力の低下、税収の低下等を招くことになり、地域経済にとって脅威となりつつある。

(3) 就業環境

平成17年における産業別就業人口をみると、第1次産業が1,978人(8.3%)、第2次産業が3,917人(16.4%)、第3次産業が17,708人(74.0%)となっている。本市は県内市部平均(4.3%)と比較すると第1次産業の構成比が比較的高い点に特徴がある。

また、就業人口については、実数では増加しているが、割合で見ると低下しており、平成2年と平成17年を比較すると7.8ポイントの減少となっている。また、沖縄県と比較すると、平成2年では本市の就業者率が1.5ポイント高いのに対して、平成17年には本市の就業者率が沖縄県より1.1ポイント低くなっている。

次に、雇用情勢は完全失業率の状況で見ると実数・割合ともに伸びており、平成17年には沖縄県の完全失業率11.9%を上回る12.5%になっている。失業者層を見てみると、若年層(15～29歳)の失業率が、19.4%と高い状況が続いており今後の地域経済の活性化にも影響が懸念される場所である。

(4) 本市のこれまでの取り組み

これまで、本市を初めとする沖縄県北部地域においては、定住人口の増加が地域の発展を図る上での基礎的課題とし、これまでの人口潮流に変化を与えるような、実効性のある取り組みが必要とされている。このため、「雇用機会の創出に向けた産業の振興」や「定住条件として魅力ある生活環境の整備」が重要とされている。

平成21年度に策定された第4次名護市総合計画では、特に重点的に取り組むべき施策として、「金融・情報通信国際都市構想の推進」、「中心市街地の活性化」を重点プロジェクトに位置付け、積極的に施策として具現化し、推進していくことを計画している。

活力ある地域経済は、地域発展の重要な基盤であり、安定した就業の場は、そこに住む人の定住意向を決定づける大きな要因となることから、産業振興の推進を図り、「雇用の場」の創出及び拡充に、継続的に取り組むことを位置付けている。

(5) これまでの成果と課題

本市では、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間、「地域雇用創造推進事業」において“「金融・情報特区」に対応した体系的な人財育成事業”を実施し、金融・情報通信関連企業への就業機会の拡大のためのヒューマンスキルの底上げを図る人財の育成に取り組んだ。受入れ企業からは同事業の受講生に対する一定の評価を得ることができ、同事業で育成した人財が雇用に結びつき、アウトカム目標 300 名に対し 290 名の実績が見込まれている。その結果、人材育成に取り組む本協議会の活動は、企業誘致にも波及効果を生み出し、金融・情報関連企業の集積に寄与し、就業機会の拡大の契機となった。

しかし、多様化する企業側の求める人財とのミスマッチは解消されつつあるが、業務効率化による事業拡大を図る企業が求める人財像のニーズにまだ追いつけないことは今後の課題として残っている。また広報の不足が要因とみられる体系的なスキルを習得する受講機会の拡大が図られなかったことも地域求職者への課題として残っている。

(6) 実践型地域雇用創造事業の目的

本市の平成 14 年に指定を受けた金融・情報特区を活用した企業集積の取り組みは、地域の雇用受入れの場として、着実な成果を上げている。平成 25 年 4 月に開館が予定されているみらい 4 号館の完成により、豊原地域においては 700 名の新規雇用が予定され、本市における雇用機会の拡充に大きな貢献が期待されている。また東日本大震災の影響で、都市部の企業を中心に、特に金融関連企業の注目が再び本市に向けられ、今後も本市への企業集積が進むことが見込まれることから、人財の育成・確保は継続して推進する必要があるため、企業が求める人財像に対応した人財育成は直近の課題となっている。

観光関連分野では、平成 23 年 6 月にリニューアルオープンを飾った市営公設市場を中核に、戦前からの姿を残す泡盛工場の津嘉山酒蔵所、オリオンビール工場、ひんぷんガジュマル、ツールド・おきなわ、名護・やんばるツーデーマーチ等の観光資源を活用したまちなか観光プログラムの構築に向け、本市観光協会が中心となり、取り組みを進めている。他方、沖縄観光の柱となっている沖縄美ら海水族館への入館が平日のお昼を跨ぐ、午前 11 時から午後 4 時にピークを迎えることから、在職者のボランティアベースで実施しているこれまでのまちなか観光における観光プログラムの実施にミスマッチが生じている。また観光客、旅行社からの需要がありながら、中核となる人財がいなかったこと、まちなかを案内する人財の育成を実施できなかったことが、本市での滞在時間を短くし、結果的に、観光資源に恵まれながらも本市を通過する事態になっている。まちなか観光の展開・拡充を図るうえで、平日の日中帯でも、ツアー及び修学旅行、個人の観光客への対応が可能なまちなか観光ガイドの人財育

成は、本市の観光振興を推進するとともに、雇用の場として期待されている。

こうした本市の課題を解消し、雇用機会の創出・拡大に向けた取り組みとして、本事業では、ヒューマンスキルの形成をベースに、企業が求める人財像に対応した人財の育成を図るとともに、新たな雇用創出の場として、観光サービス関連分野の促進の契機となる人財育成を行い、地域経済を支える人財を生み出し、持続した雇用の受入れ先となる地域の経済力に結び付けることを目的とする。

本地域再生計画は、金融・BPO関連産業及び観光サービス関連産業の振興を図るための人財育成および雇用の創出について定める計画とし、目標を以下のとおり設定する。

新規雇用の増加

平成 24 年度	181 人
平成 25 年度	178 人
平成 26 年度	178 人
<hr/>	
合計	537 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

平成 21 年度に策定された第 4 次名護市総合計画では、特に重点的に取り組むべき施策として、「金融・情報通信国際都市構想の推進」、「中心市街地の活性化」を重点プロジェクトに位置付け、積極的に施策として具現化し、推進していくことを計画している。

金融・情報通信国際都市構想の推進では、平成 14 年に指定を受けた金融業務特別地区及び情報通信業務特別地区・情報通信産業振興地域の税制優遇措置を核に、情報通信・金融関連企業の集積を推進し、企業立地の中核拠点地区である豊原地区で整備されたマルチメディア館、みらい 1・2・3 号館及び通信回線等のインフラ整備や広報活動等、様々な施策を講じ、新たな雇用拡大の拠点となるみらい 4 号館の整備に着手している。

平成 24 年度から始まる新たな沖縄振興計画においても、引続き、金融・情報特区制度の指定を受けることが予定されている。

また中心市街地の活性化においては、観光振興地域の指定を受け、本市でこれまでに整備を行った本市産業支援センター、商業基盤施設を核とした既存商業の再生とまちなかにおける観光の魅力・利便性等の向上に資する基盤づくりを行い、観光関連サービスとの連携による観光・交流機能の拡充に向けた取り

組みを進めている。平成 22 年度末の観光入込客数は 5,855,100 人となっており、人財育成の実施による観光関連サービス産業への推進は、観光産業の振興に寄与すると地域から期待が寄せられている。

- ①金融・BPO 関連産業の振興および雇用の創出
- ②観光サービス関連産業の振興および雇用の創出

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 実践型地域雇用創造事業【B0906】

(1) 実施主体：名護市地域雇用創造協議会

協議会メンバー：名護市、名護市商工会、公立大学法人 名桜大学 北部生涯学習推進センター、特定非営利活動法人 NDA、財団法人名護市観光協会

(2) 事業内容

①雇用拡大メニュー

■事業拡大促進プログラム

イ やんばるから発信！ヒット商品開発セミナー

地域の産業 PR イベントと共催し、BPO 産業等に関する事業内容紹介や、地域内外の企業等における商品開発の成功事例紹介を行う。また実践メニューで行っている事業内容の紹介及び商品開発等のノウハウを提供し、認知向上を図る。

②人財育成メニュー

■金融・BPO 産業等を担う人財育成プログラム

イ BPO 産業対応スキル習得講座

本市における BPO 産業の動向等を含めた BPO 概論について理解し、ビジネスマナー、コミュニケーション基礎、ヒューマンスキル、チームビルディング等といったエンプロイアビリティを意識した、実践できるスキルの習得を行う。

ロ 金融関連ビジネススキル習得講座 1st

金融基礎知識およびライフプランニングと資金計画、リスク管理、金融資産運用、タックスプランニング、不動産、相続・事業承継等に関する基礎知識の習得、また、金融系 BPO 産業にて重要視

される「考察力」「チーム力」等のヒューマンスキルの習得により、金融系BPO産業の中でも保険業等に対応できるスキルの習得を行う。

ハ 金融関連ビジネススキル習得講座 2nd

金融基礎知識および証券取引法、投資信託および投資法人に関する法律、株式業務、債務業務、付随業務、証券税制等、証券取引に必要な基礎知識の習得、また、金融系BPO産業にて重要視される「考察力」「チーム力」等のヒューマンスキルの習得により、金融系BPO産業の中でも証券業等に対応できるスキルの習得を行う。

■観光サービス関連産業等を担う人財育成プログラム

イ エンプロイアビリティ支援講座

CS（顧客満足）理解、ホスピタリティ理解、ヒューマンスキル、ビジネスマナー、接遇マナー、自己理解、PCスキル（10分間で350文字以上のタイピングスキル、ビジネスソフトのスムーズな操作）等といったエンプロイアビリティを意識した、実践できるスキルの習得を行う。

ロ まちなか観光支援講座

ホスピタリティマインドを養成するために、ビジネスマナー、接遇マナー、自己理解等のヒューマンスキルの習得とともに、地域における観光資源の知識習得の機会を融合し、まちなか観光で必要な基礎知識の習得を行う。

ハ 伝統的製塩技術習得講座

塩田を使った伝統的な製法過程を学ぶとともに、実際の技術習得を図るために、各工程の実技演習を行う。

■管理者・中核人財育成プログラム

イ 中核人財養成講座

各企業の中核人財に対するニーズを収集し、共通して必要とされるヒューマンスキル等の習得のため、リーダー養成講座やセミナー等の中核人財育成講座を実施する。前事業にて雇用創出に繋がった同様のプログラム内容も参考にし、業務拡大を担う中核人財を育成す

ることで、各企業の更なる業務拡大を図り、雇用の創出を目指す。

③就職促進メニュー

■就職サポート事業

イ 情報発信 HP

地域求職者、企業に対して、協議会が実施する研修やセミナー等について、ホームページを設置し、情報を提供する。またこれまでに問い合わせの多かった質問等をまとめたFAQを設置するとともに、企業が求める人財像と求職者のマッチングを図るデータベースを構築する。

ロ 合同就職説明会

金融・情報特区に進出している金融・BPO産業や観光サービス産業等による合同就職説明会を開催し、求職者に対して企業情報を提供する。

④雇用創出実践メニュー

■特産品の開発及び販路開拓プログラム

イ やんばるから発信！ちむぐる産業プロジェクト

地元産業の培ってきた商品開発・加工等に関する技術と、本市に進出している情報通信産業のIT技術（HP、ブログ、SNS等の情報発信ツール）を駆使した商品販路開拓等を融合し、沖縄県北部地域の農産物等を使った特産品の開発・商品化・販路開拓事業を実施する。併せて、人材育成メニューで育成した人材や雇用拡大メニューを活用し、本プロジェクトで得たノウハウを地域に定着させることで、新たな事業創出による雇用拡大・雇用創出を図る。

【地域資源活用事業】

伝統的製塩技術法を活用した地域事業者を核とし、特産品としての商品開発及び安定的供給、地域の加工業者との連携による加工品の開発の取り組みを実施。

①地域資源を利用した商品製造の技術習得

②製造した商品の生産拡大及び加工品への取り組み

【まちなか観光案内ガイド事業】

「歴史・文化に触れながら歩けるまちなか観光の実現」を目指し、潜在的な観光資源をもつと言われている本市のまちなかにある観光資源を改めて整理するとともに、人財育成メニューまちなか観光支援講座で育成した人財を活用し、これまでボランティアベースで行われてきたまちなか観光案内ガイドを、平日対応及び多様な旅行形態に対応できる案内ガイドを配置する。

- ③観光資源調査及び基礎資料の整理、分析、活用方法の検討
- ④まちなか観光プログラムのマニュアル作成
- ⑤専門コーディネータとともに、まちなか観光案内ガイドの実施

5-3-2 独自で行う事業

- (1) 金融業務特別地区・情報通信産業特別地区制度、観光振興地域制度
本市は平成14年に「沖縄振興特別措置法」により、金融業務特別地区、情報通信産業特別地区、情報通信産業振興地域、観光振興地域に指定されている。

① 金融業務特別地区（以下、金融特区と略称）

本市は、日本で唯一、金融業務特別地区に指定されており、特区内に進出し対象事業を行う企業（金融業及び金融業に付随する業務を対象とする）は、一定の要件を充たせば、税制上の優遇措置（所得控除（特区内で行われる金融業務から得られた所得の35%を、法人税の課税所得から控除）または投資税額控除（機械装置及び特定の器具備品の取得価額の15%、建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除））を受けることができる。

② 情報通信産業特別地区（以下、情報特区と略称）

沖縄県内の4地区（那覇市・浦添市、名護市・宜野座村）が指定されており、特区内に進出し対象事業を行う企業（データセンター、インターネットサービスプロバイダー、インターネットエクステンジ事業）は、一定の要件を充たせば、税制上の優遇措置（所得控除（特区内で営む特定の情報中枢事業から得られた所得の35%を、法人税の課税所得から控除））を受けることができる。

③ 情報通信産業振興地域

沖縄県内の24市町村が指定されており、地域に進出した情報関連企業（コンテンツ制作、電気通信業、映像製作、放送、情報処理・提供サービス・情報通信技術利用事業等事業者）は、一定の要件を充たせば、税

制面での優遇措置（投資税額控除（機械装置及び特定の器具備品の取得価額の 15%、建物及びその附属設備の取得価額の 8%を法人税額から控除））を受けることができる。また、通信回線使用料の低減化の支援措置を実施している。

④ 観光振興地域

沖縄県内の優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有する等の政令等により、県内 17 地域のうち、市内 2 地域が指定されている（地域指定は大字単位）。制度上の優遇措置として、国税、地方税の控除、減免措置があり、資金の確保等については、沖縄観光・国際交流拠点整備資金が融資制度として設置されている。

(2) 金融・情報通信国際都市形成の推進

さらなる金融・情報通信関連産業の集積拠点としての形成のために、他地域にはない特色ある地域としてのまちづくりの推進を図り、その手段として、「インフラ整備」、「人材育成」、「情報発信」の 3 分野において名護ブランドの確立を図る施策を展開中。就業機会の創出を図る企業は沖縄県と連携し、積極的に県外企業との誘致に係る調整を実施している。また進出企業のフォローアップとして、求人支援、就労環境支援等を地域と一体となった取組みを実施。これまでの企業誘致の取組み評価として、平成 20 年 3 月に、経済産業省から「特色ある取組みをしている市町村 12 選」に選ばれ表彰を受けた。

(3) 金融・情報特区広報推進事業

平成 19 年度に策定された金融・情報通信国際都市形成計画における広報戦略に基づき、能動的な情報発信による、市のブランドイメージの強化と人材確保を一元的に促進することを目的とし、企業紹介や社員の経験談の紹介を中心とした「特区キャラバン」、「久辺テクノフェスタ」を開催し、本市の金融・情報特区に関する周知を図っている。また本市の取組みを県外企業へ広報するために、東京で開催される「CEATEC JAPAN」への出展、県外企業の招聘セミナーを実施。

(4) 金融 I T キャリア教育支援事業

金融・I T 関連産業への関心を深めるとともに、本市に進出している立地企業への就職を動機付けるために、市内の小中学校をはじめ、高校、専門学校を対象に勤労観、職業観等県のキャリア教育推進プラン

に基づき、カリキュラムを編成し、キャリア教育を実施。

(5) 地域観光コーディネート強化事業

観光客の価値観の多様化により、「一人十色」と言われ、旅行に対するニーズが時や場所、状況等により、多様化している。従来の大型観光施設だけではなく、個人向け、修学旅行向けの新たな観光メニューが求められ、地域に埋もれている様々な魅力を活かした新たな観光メニューの開発が必要となっている。そのため、名護市観光協会において、既存の観光メニューを基に、観光振興に資する着地型観光メニューの開発に平成24年度から取組予定となっている。

(6) インキュベーション事業補助金及び小口資金融資預託金

創業準備期または創業間もない起業家が相談できる支援拠点として、社設立の諸手続き資金調達的手段等を支援。

(7) 観光事業費

魅力あふれる観光地としての知名度の向上及び賑わいのあるまちなかの形成を目的に観光振興に資する環境整備、広報宣伝、イベント等への支援事業を展開。

(8) 農産物6次産業化支援拠点施設整備事業

農作物生産者団体や農業生産法人等による加工品の研究・開発を行うための施設を整備し、6次産業化に向けた地域の農産物、加工品の商品化に向けた支援を行う。

(9) 名護市青果等市場整備事業

地域における食材の安定供給と地産地消の推進を図るため、現在は仮設店舗となっている青果等市場の移転・整備を図る。

(10) 販路拡大支援事業

本市の地域特産品の販売拡大を図るために、展示会等の出展支援、商品の改良支援、地域における消費拡大の仕組みづくりに資する事業を展開。

6 計画期間

地域再生計画の認定日～平成27年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

名護市地域雇用創造協議会において、地域再生計画の推進により育成した求職者の就職状況、参加企業の雇用状況を調査し算出する。具体的には、企業や講座受講生に対してアンケート等により毎年実施し、計画に係る評価を行う。